

会員 各位

倶楽部競技における「行動規範」の制定 及び
「競技規則」の一部改定について

ゴルフ規則 1. 2 b (行動規範) に基づき、下記の通り、倶楽部競技における行動規範の制定および競技規則の一部改定を実施致しますので、お知らせ申し上げます。

記

I. 行動規範

1. 目的

競技委員会 (以下、「委員会」という) は参加プレーヤー、倶楽部、そして倶楽部競技に関わる人々の質に誇りをもっています。倶楽部競技がすべての人々に安心して楽しんでもらえるように、すべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければなりません。

行動規範はすべての参加プレーヤーに適用されます。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。ゴルフ規則 1. 2 「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

2. 行動規範の違反となる行動の例

- ・コースの保護をしない
- ・受け入れられない言動をする
- ・クラブ、コースを乱暴に扱う (クラブを投げたり、コースを損傷させる)
- ・他のプレーヤー、キャディ、レフェリー、競技関係者などに失礼な態度をとる
- ・いじめ、ハラスメント、差別、脅迫
- ・認められていない場所での喫煙
- ・違法薬物の摂取
- ・違法の物の所持
- ・ドレスコード (JGA が別途定めている場合はそのコード) に従わない
- ・その他ゴルファーとして相応しくない態度
- ・政府、地方自治体、佐倉カントリー倶楽部が要請する新型コロナウイルス 感染防止対策に従わない

3. 行動規範の違反の罰

- ・行動規範の最初の違反 (委員会、レフェリーまたは委員会が裁定を委譲した者からの最初の警告)
- ・2 回目の違反 - 1 罰打
- ・3 回目の違反 - 2 罰打
- ・4 回目の違反や重大な非行 - 失格

プレーヤーは上記の行動規範に違反した時点で罰が自動的に適用されるのではなく、罰を適用するかどうかについては委員会、レフェリーまたは委員会が裁定を委譲した者の裁量に委ねられる。

4. 懲戒的な制裁

委員会には行動規範に違反したプレーヤーに、今後の倶楽部競技への参加を一定期間認めない等の懲戒を制裁する権限がある。失格の罰を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。

プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内にその違反に対する弁明を書面で提出することができる。委員会は提出された文書、レフェリー、関係者等からのすべての情報を勘案して制裁を決定する。

5. ゲームの精神に反する行動の重大な違反

上記行動規範に関わらず、ゴルフ規則 1. 2 a に基づいて、委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行についてプレーヤーを失格とすることができる。

6. 行動規範の改廃

この行動規範の改定については委員会の発議により理事会にて改廃することができる。

7. 施行日

2021年1月1日

II. 倶楽部競技 競技規則

1. 改定内容

改定前	改定後
1. 佐倉カントリー倶楽部の競技は、本規則およびローカル・ルールによるものとし、そのほかの事項はJ. G. Aゴルフ規則による。	1. 佐倉カントリー倶楽部の競技は、本規則、ローカル・ルールおよび <u>行動規範</u> によるものとし、そのほかの事項はJ. G. Aゴルフ規則による。

2. 改定日

2021年1月1日

以上
2020年11月 競技委員会